

令和2年3月19日

共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業（居住支援法人が行う居住支援法人活動支援事業）の令和2年度公募に係る事務事業を実施する者の審査結果について

国土交通省住宅局安心居住推進課

次のとおり、共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業（居住支援法人が行う居住支援法人活動支援事業）の令和2年度公募に係る事務事業を実施する者を選定しましたので、報告します。

<募集期間>

令和2年2月26日～令和2年3月13日

<審査基準>

提案について、以下の観点から審査を行い、予算の範囲内で採択を決定。

- 1) 本事務事業の実施に係る計画が、適切なものであること。
- 2) 本事務事業を的確に遂行するために必要な組織、人員を有していること。
- 3) 本事務事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有していること。
- 4) 本事務事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないよう、公平かつ中立な立場において業務を実施すること。
- 5) 本事務事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- 6) 本事務事業において知り得た情報の秘密の保持及び管理を徹底すること。

<選定した事業者>

○令和2年度居住支援法人活動支援事業の補助金交付等に係る事業

提案者：3者（株式会社 福祉開発研究所、ほか2者）

選定：株式会社 福祉開発研究所